



# 丸亀市 ファミリー・サポート・ センター

## の手引き

ファミリー・  
サポート・  
センターとは

子育ての  
「援助を受けたい人」と  
「援助を行いたい人」が  
会員となって  
地域の中で子育てを助け合う  
有償ボランティア  
組織です

運営受託団体

社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会



ファミリー・サポート・センターは  
育児にがんばる人をサポートします



ファミリー・サポート・センターのしくみ	P. 1
ご利用料金	P. 4
会員のこころえ	P. 5
補償保険	P. 6
よくあるご質問	P. 8
安全チェックリスト	P.11
会 則	P.12

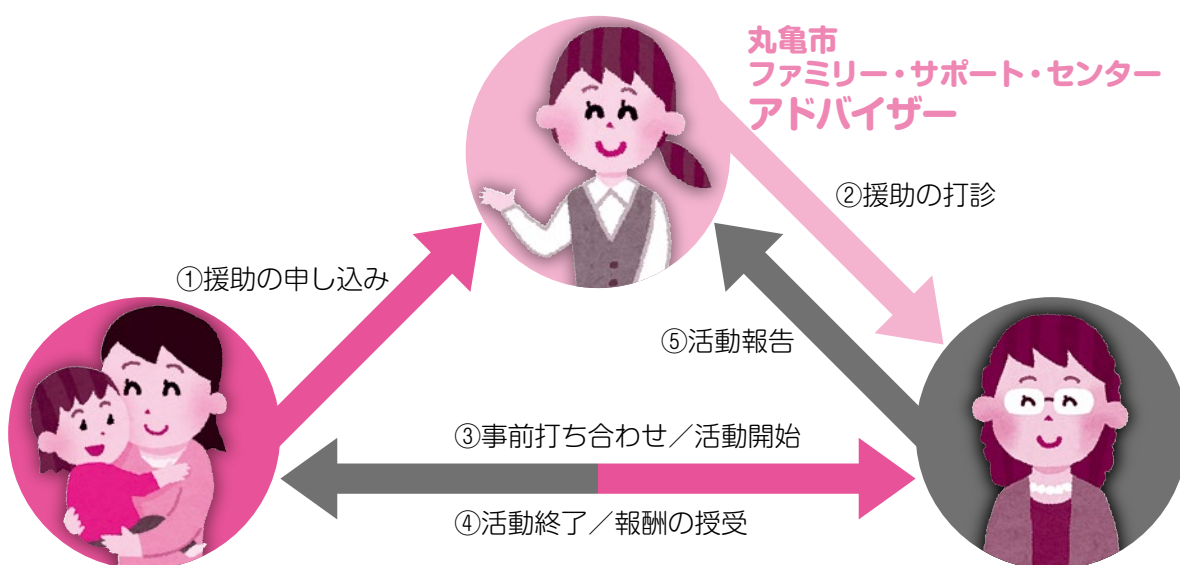


# ファミリー・サポート・センターのしくみ

子どもを持つすべての家庭が、地域で安心して子育てができるよう、会員のみなさまを結び、相互援助活動をサポートします。

丸亀市ファミリー・サポート・センター（通称ファミサポ）は、子育ての「援助を受けたい人」と、「援助を行いたい人」が会員となって、一時的な子育てを助け合う有償ボランティア組織です。

仕事と家庭を両立し、地域の子育て力を高めるため、丸亀市から業務委託を受け、丸亀市社会福祉協議会が実施しています。



## おねがい会員

(依頼会員)

### 子育ての援助を受けたい人

- 丸亀市内在住または在勤の人
- おおむね生後6ヶ月から小学生までのお子さんをお持ちの人

## 両方会員

おねがい会員と  
まかせて会員の  
両方を兼ねる人

## まかせて会員

(提供会員)

### 子育ての援助を行いたい人

- 丸亀市内在住または在勤の18歳以上の人
- 心身ともに健康で、原則として自宅で子どもを預かれる人
- ファミサポ開催の「まかせて会員養成講座」を受講修了した人

## こんなお手伝いをします

- 保育施設や、放課後児童クラブなどの送迎と預かり
  - 冠婚葬祭や学校行事の際の預かり
  - 買い物など外出の際の預かり
- 他にも様々な援助を行っています。お気軽にご相談ください。

## こんなお手伝いはできません

- 子どもの宿泊
- 病児・病後児の送迎、預かり
- 家事のお手伝い
- 集団託児

ファミサポで行う援助は、子どもへの一時的な対応や保護者の手不足を補うための援助です。長時間にわたる保育は行いません。

なお、子どもの受け渡しについては「大人から大人へ」安全に受け渡すことが決まっています。





## おねがい会員

### 1 会員登録

- ①事業内容をご理解のうえ、窓口または社協HPのWeb登録からお申し込みください。

### 2 援助をお願いするには

- ①まずはファミサポにご連絡ください。
- ②ファミサポから依頼内容に応じた「まかせて会員」に連絡をします。  
※援助の依頼は、可能な限り対応しますが、調整がつかずご希望に添えないことがあります。依頼の申し込みはできるだけ早めにお願ひします。

### 3 マッチング (事前打ち合わせ)

- ①「まかせて会員」が決まると、ファミサポアドバイザー立ち合いのもと援助の日時、場所、内容、保育方針、緊急時の連絡方法など、円滑な援助活動ができるよう十分に話し合います。
- ②信頼を持って、お互いに理解することができれば、「おねがい会員」と「まかせて会員」の間で契約を結びます。(準委任契約)  
※もし、会員同士の契約が成立しなかった場合、別の「まかせて会員」をご紹介します。

### 4 援助の開始

- ①マッチング通りの日時・場所および内容で援助を受けます。
- ②2回目以降の援助は、「おねがい会員」が「まかせて会員」に直接、依頼してください。援助が決まったら、必ず事前にファミサポに依頼日をご連絡ください。連絡がない場合は、補償保険が適用されません。  
※TEL・FAX・メールでもかまいません。

### 5 活動終了・報酬の授受

- ①「まかせて会員」が記入した援助活動報告書の内容を確認のうえ、「まかせて会員」に直接報酬を支払います。



マッチングは、良い関係作りの第一歩でお互いを理解し、親しくなるという目的会員に慣れる良い機会です。

## まかせて会員



養成講座の受講  
会員登録

### 1 会員登録

- ①養成講座を受講修了してください。
- ②会員登録のための面接を行い、援助可能な日時・場所および条件などを確認します。

#### 面接時の準備物

◇身分を証明できるもの（運転免許証や健康保険証等）

ート・センター  
イザー)

### 2 援助の依頼を受ける

- ①ファミサポから支援依頼の連絡をさせていただきます。援助の日時など条件が合えば承諾してください。ただし、援助は強制ではありませんので、都合がつかない場合は、遠慮なくその旨をお知らせください。

おねがい会員援助の打診

### 3 マッチング(事前打ち合わせ)

- ①ファミサポアドバイザー立ち合いのもと援助の日時、場所、内容、保育方針、緊急時の連絡方法など、円滑な援助活動ができるよう十分に話し合います。
- ②信頼を持って、お互いに理解することができれば「おねがい会員」と「まかせて会員」の間で契約を結びます。(準委任契約)

も含む)・まかせて会員・  
合わせ(マッチング)

### 4 援助の開始

- ①マッチング通りの日時・場所および内容で援助を行います。
- ②2回目以降の援助は、「おねがい会員」から「まかせて会員」に直接、援助の依頼がきます。

援助を提供

まかせて会員

報酬)

ファミサポへ  
活動報告書の提出

### 5 活動終了・報酬の授受

- ①活動内容を援助活動報告書に記入し、「おねがい会員」に内容を確認してもらい、報酬を受け取ります。
- ②援助活動報告書を、翌月5日までに、ファミサポへ提出します。

す。事務的な打ち合わせだけでなく、  
を持っています。子どもが「まかせて

## ご利用料金



援助のあった日に、「おねがい会員」から「まかせて会員」へ直接料金を支払います。

### 1 子ども1人につき1時間あたりの基準額

月～金	午前7時～午後7時	700円
月～金	上記以外の時間	800円
土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）		

- 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
  - 1時間を超える場合、30分以下は半額とし、30分を超えて1時間までの場合は1時間として計算します。
  - 兄弟姉妹など複数の子どもの預ける場合には2人目から半額になります。
- ※ひとり親家庭を対象に利用料の一部を助成する制度があります。詳しくは17ページをご覧ください。

### 2 取り消し（キャンセル）について

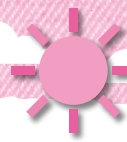
前日まで	無料
当日	予定されていた料金の半額
無断	予定されていた料金の全額

- 都合により援助を取り消す場合には、必ず「まかせて会員」とファミサポに連絡を入れ、取り消し料が発生した場合には「おねがい会員」が「まかせて会員」に直接支払ってください。
- ※台風や大雨等による気象警報や自然災害に伴う場合は、取り消し料はかかりません。

### 3 実費負担について

- **交通費・食事代・おむつ代等**  
子どもの送迎等に伴う交通費（公共交通機関・タクシー等）は、「まかせて会員」に「おねがい会員」が実費を支払ってください。  
子どもの食事（ミルク）、おやつ、おむつ等は原則として「おねがい会員」がご用意ください。  
なお、これら同様に「まかせて会員」へ負担をかけた場合は「おねがい会員」が、実費を支払ってください。





## 会員のこころえ

- ファミリー・サポート・センターの活動の主旨とルールを守ります。
- お互いのプライバシーは守ります。援助により知り得た他人の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密をもらしたりしません。退会した後も同様です。
- 会員証は常時携帯し、請求があったときは提示します。
- 約束した時間（開始・終了）は必ず守ります。
- 安全チェックリストなどにより、常に子どもの安全を確認します。
- 会員登録の内容に変更が生じた場合は、速やかにファミサポへ連絡します。
- 援助中の事故については、当事者である会員間で解決します。
- ファミサポへ連絡せずに無断で会員同士の交渉はしません。



### 「おねがい会員」の方へ

- 依頼した援助内容以外のことは、要求しないでください。
- 援助終了後に定められた利用料金を「まかせて会員」にその都度支払ってください。



### 「まかせて会員」の方へ

- 第三者へ援助を任せないようにしてください。
- 援助活動中に事故が発生した場合は、「緊急時の連絡体制」に沿って対応し、速やかにファミサポへ連絡してください。
- 活動報告書は翌月5日までにファミサポへ提出してください。

援助活動は、お互いの信頼関係により成り立っています。時間や決まりごとを守ることで、無理なく安心して活動できます。

**お互いにおもいやりの気持ちを持って接しましょう！**



## 補償保険



会員間で行う援助は、援助を行いたい人と援助を受けたい人との準委任契約に基づくものであり、活動中に生じた事故については、当事者間である会員間で解決することになっています。

ファミサポでは、万一の事故に備えて、「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子ども傷害保険」「研修・会合傷害保険」「お見舞金制度」の5つの保険に加入しています。

※これらの保険はファミリー・サポート・センターが加入しており、会員の負担はありません。

### サービス提供会員傷害保険

「まかせて会員」が援助活動中や援助のため自宅と「おねがい会員」宅や保育所などへの往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

**補償例** 走ってくる子どもを受け止めようとして支えきれずに転んでケガをした場合。

事由	保険金額（補償額）	事故日からの対象期間および対象内容
死亡	500万円	180日以内に死亡
後遺障害	20万円～500万円	180日以内に後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	180日以内の入院に限る
手術	3,000円×所定倍率（5倍または10倍）	180日以内に病院または診療所で手術
通院（1日）	2,000円	180日以内の通院（往診含む）90日限度

### 賠償責任保険

「まかせて会員」が援助活動中、監督ミスや提供した飲食物が原因で第三者（「おねがい会員」の子どもを含む他人。なお「まかせて会員」と同居の親族を除く）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、ファミサポもしくは「まかせて会員」が負担する賠償金等をてん補限度額の範囲内で補償するものです。

**補償例** 「まかせて会員」の不注意で、子どもに大やけどさせてしまったことにより賠償請求を受けた場合。

事由	てん補限度額（補償額）
対人・対物賠償（1名・1事故につき）	2億円
初期対応費用	500万円
見舞金・見舞品	10万円
訴訟対応費用（1事故につき）	1,000万円
現金盗難	10万円



## 依頼子ども傷害保険

「おねがい会員」の子どもが、援助活動中に、急激かつ偶然な外来事故により傷害を被った場合に「まかせて会員」の過失の有無に関わらず補償するものです。

**補償例** 子どもが階段から落ち、ケガをした場合。

事由	補償額	事故日からの対象期間および対象内容
死亡	300万円	180日以内に死亡
後遺障害	12万円～300万円	180日以内に後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	180日以内の入院に限る
手術	3,000円×所定倍率（5倍または10倍）	180日以内に病院または診療所で手術
通院（1日）	2,000円	180日以内の通院（往診含む）90日限度

## 研修・会合傷害保険

ファミサポが主催する各種事業（研修・交流会等）の参加者（講師・児童等を含む）が事業の開催中および各種事業への往復途上（自宅との通常経路）に傷害を被った場合に補償するものです。

**補償例** 交流会を開催中、参加者が転倒してケガをした場合。

事由	補償額	事故日からの対象期間および対象内容
死亡	300万円	180日以内に死亡
後遺障害	12万円～300万円	180日以内に後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	180日以内の入院に限る
手術	3,000円×所定倍率（5倍または10倍）	180日以内に病院または診療所で手術
通院（1日）	2,000円	180日以内の通院（往診含む）90日限度

注）すべての事故が補償の対象となるわけではありません。詳しくは、ファミサポまでお問い合わせください。

## お見舞金制度

「おねがい会員」の子どもが「まかせて会員」宅の財物を破損したり、「まかせて会員」の子どもにケガをさせた場合、また、活動に起因した熱中症、感染症などについて、「まかせて会員」に対して30,000円を限度にお見舞金をお支払いする制度です。

### お支払い例

援助活動によって新型コロナウイルスに感染した場合、以下の金額でお見舞金をお支払いします。

- 活動したまかせて会員（その家族含む）及びおねがい会員の子どもが、新型コロナウイルスに感染した場合・・・・・・・・・・一律10,000円
- 活動したまかせて会員（その家族含む）及びおねがい会員の子どもが、新型コロナウイルスが原因で死亡した場合・・・・・・・・・・一律30,000円

活動中に事故が発生した場合は、子どもの安全を最優先に行動し、応急処置などの対応を行ってください。直ちに保護者に報告し、指示を仰いでください。必要に応じて救急車を呼び、病院の受診等の処置を行ってください。ファミサポへの連絡も速やかをお願いします。



## よくあるご質問



おねがい会員

まかせて会員



**Q** 子どもの預かり場所はどこになりますか？

**A** 原則は「まかせて会員」の自宅です。会員間の合意によりこの限りではありません。近所の公園や児童関係施設または、丸亀市市民交流活動センター マルタスも利用できます。

**Q** マッチングの場所はどこになりますか？

**A** 原則は丸亀市市民交流活動センター マルタスでのマッチングになります。事情によりアドバイザーが出向いていくことも可能です。

**Q** 料金の支払い方法は？

**A** 援助終了後「おねがい会員」が「まかせて会員」にその都度直接料金を支払います。ファミサポではお金の管理はしません。支払い方法の変更などは、会員間で取り決めを行い、支払ってください。

**Q** 事前打ち合せは4時間の約束でしたが、実際は2時間の利用でした。どう計算するのですか？

**A** 実際の活動時間で計算します。(ご質問の場合は2時間分となります)  
当日キャンセルでなく、時間の変更なので必ずファミサポにご連絡ください。

**Q** 保育所の送り迎えなどのように、1日2回の依頼のときは、料金は別々に計算するのでしょうか？

**A** 料金は別々で計算してください。  
たとえば送り30分、迎え30分であっても合算せず、送り700円、迎え700円で合計1,400円として計算してください。

**Q** 2回目以降の依頼は、マッチングは必要ありませんか？

**A** 同一会員同士の場合は必要ありません。下記の場合は再度マッチングが必要です。  
(1) 前回打ち合わせ時に同席していない子ども(兄弟姉妹)を預ける場合。  
(2) 前回の援助から期間があいて、子どもの状況が変わった場合。



## おねがい会員

**Q** 紹介してもらえる「まかせて会員」は1人だけですか？

**A** 原則1人です。ただし、依頼の内容や地域の状況によって異なります。

**Q** 当日依頼などの急な対応はしてもらえますか？

**A** 事前にマッチングを行ってからの援助になりますので、初めての方は対応できません。また、マッチングを行った「まかせて会員」がいる場合は、「まかせて会員」の都合が合えば対応できます。

**Q** 病気中の子どもを預けることはできますか？

**A** 病気中・病後は預けることができません。また、保護者の代わりに病気の子どものみを保育施設に迎えに行くこともできません。

**Q** 利用時間帯はいつまで可能ですか？

**A** おおむね午前7時～午後7時としていますが、「まかせて会員」との合意によりこの限りではありません。ただし、宿泊は対応していません。

**Q** 「まかせて会員」への援助依頼は、必ず引き受けってもらえますか？

**A** 「まかせて会員」が行う援助は、有償ボランティアなので、都合によってはお断りされる場合もあります。事前に、ファミサポ以外の手段も考えておくと安心です。





## まかせて会員

**Q** 子どもに必要な用品は誰が準備するのでしょうか？

**A** 援助活動中の、子どもに必要な用品は「おねがい会員」が準備します。なお、チャイルドシートやおもちゃ等はファミサポにもご用意しています。

**Q** 家にペット（犬・猫・うさぎ・金魚等）がいてもいいですか？

**A** アレルギーなどがある場合も考えられるので、マッチング時に確認しておきましょう。

**Q** 1人の子どもを2人の「まかせて会員」で預かることはできますか？

**A** 会員間の合意があれば可能です。  
また、この場合の報酬については、1人分の支払いとなりますので、「まかせて会員」が報酬を分けるなど当事者同士で十分に話し合いをしてください。

**Q** 子どもを迎えに行くとき、自宅からではなく出先のスーパーから保育所に迎えに行った場合、途中でケガをしたら保険は適用されますか？

**A** 適用されません。  
サービス提供会員傷害保険が適用されるのは、自宅と「おねがい会員」宅、あるいは保育所など「おねがい会員」が指定する場所との通常の経路のみです。

**Q** 公園などで預かった子どもがケガをした場合、依頼子ども傷害保険は適用されますか？

**A** 適用されます。  
ただし「おねがい会員」がさせてほしくない遊びもありますので、預かるときによく話し合ってください。

**Q** 子どもの送り迎えに自動車で行きたいのですが、自動車で行って怪我をした場合、保険は適用されますか？

**A** サービス提供会員傷害保険と依頼子ども傷害保険は適用されます。しかし賠償責任保険は適用されません。賠償事故については「まかせて会員」個人の自動車保険で対応してください。

# 安全チェックリスト



活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行きましょう。

- ① 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
- ② 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
- ③ 緊急連絡先（依頼会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。
- ④ 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。
- ⑤ ドアがパタンと閉まらないような対策がしてありますか。
- ⑥ たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いてありますか。
- ⑦ 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもがのみ込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いてありますか。
- ⑧ ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いてありますか。
- ⑨ 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いてありますか。
- ⑩ 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、子どもの手の届かないような対策がしてありますか。
- ⑪ 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。
- ⑫ 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。ひとりで出ないように鍵をかけましたか。
- ⑬ 子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。
- ⑭ 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。
- ⑮ ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくくってありますか。

# 丸亀市ファミリー・サポート・センター 会 則

## (名称)

第1条 本会は、丸亀市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という）という。

## (事務所)

第2条 センターは、事務所を丸亀市大手町二丁目1番7号（丸亀市保健福祉センター）に置く。

## (センターの目的)

第3条 センターは、地域において子育ての援助をしてほしい人（以下「依頼会員」という）と援助したい人（以下「提供会員」という）を組織化し、地域において会員同士が子育てに関する相互援助活動を行うことにより、地域の子育て支援を行うとともに、仕事と子育てを両立できる環境を整備し、もって労働者の福祉の増進および児童の福祉の向上を図り、地域の子育て力を高めることを目的とする。

## (センターの事業等)

第4条 センターは次の事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録、その他会員組織に関する業務
- (2) 相互援助活動の調整等
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会の開催
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) アドバイザーとサブリーダーが定期的な情報交換を行うための連絡調整会議の開催
- (6) 関係機関との連絡調整
- (7) 定期的な広報誌を発行する等の広報業務

## (アドバイザー等)

第5条 センターにアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは必要と認めた場合は、複数の会員グループを作り、その世話役としてサブリーダーを置くことができる。
- 3 アドバイザーは、次の業務を行う。
  - (1) センターの業務内容の周知、啓発
  - (2) 会員の募集、登録
  - (3) 会員の総括
  - (4) サブリーダーの選任および育成指導
  - (5) 会員の相互援助の調整
  - (6) 他のセンターおよび関係機関との連絡調整
  - (7) 会員に対する講習会および会員の交流会の実施
  - (8) 会員間のトラブルへの助言
  - (9) 広報誌の発行およびホームページの作成・管理
- 4 サブリーダーは次の業務を行う。
  - (1) グループ会員の総括
  - (2) グループ会員の募集
  - (3) アドバイザーとの連絡調整
  - (4) グループ会員との連絡調整
  - (5) アドバイザーの指示を受け、相互援助活動の調整
  - (6) 各グループのサブリーダーとの連絡調整



### (会員)

- 第6条** 会員は、次の条件を満たすものとし、両方を兼ねることもできる。
- (1) 依頼会員 丸亀市在住もしくは在勤で概ね生後6ヶ月から小学校6年生までの子を持つ人
  - (2) 提供会員 丸亀市在住もしくは在勤で20歳以上の人
- 2 会員は、センターの目的を理解し、相互に援助活動をする。

### (入会)

- 第7条** 会員として入会しようとする人は、センターの定める手続きにより入会の手続きをしなければならない。
- 2 提供会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。
  - 3 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証（様式第1号）を発行し、紛失や変更の届出があった場合は再発行する。

### (保険)

- 第8条** 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。
- 2 前項の保険に係る費用は、センターが負担するものとする。

### (退会)

- 第9条** 会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに届出なければならない。
- 2 会員は、退会に際して、第7条により発行された会員証を返還するものとする。
  - 3 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該会員に係る承認を取り消し、その登録を抹消することができる。
    - (1) 第6条第1項に規定する要件を欠くとき。
    - (2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為等により、センターに損害を与えたとき。
    - (3) 援助活動に必要な適格性を欠くと認められたとき。
    - (4) 登録された連絡先が不通となったとき。
    - (5) 会員として活動する意思がないと事務局が認めたとき。
    - (6) その他会員としてふさわしくない行為があったとき。
  - 4 センターは、前項の規定により会員の登録を抹消したときは、速やかにその旨及びその理由を、登録を抹消した者に通知するものとする。ただし、前項第4号の場合は省略する。

### (会員の責務)

- 第10条** 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと
  - (2) 提供会員は相互援助活動中の子どもの安全確保に努めること
  - (3) 相互援助活動中に生じた事故については、当該相互援助活動の当事者である会員相互間において解決すること
  - (4) 相互援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに連絡すること
  - (5) 相互援助活動により知り得た他人の家庭事情については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしないこと。センターを退会したあとも同様とする
  - (6) 会員登録の内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターに連絡すること
  - (7) 政治活動、宗教活動、物品の販売や斡旋、その他センターの目的に反する行為を行わないこと

### (相互援助活動の内容)

- 第11条** 会員が相互援助活動として行う援助は、恒常的、または臨時的な次のものとする。
- (1) 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること
  - (2) 保育施設の保育終了後子どもを預かること
  - (3) 保育施設までの送迎を行うこと
  - (4) 放課後児童クラブ終了後、子どもを預かること
  - (5) 学校の放課後、子どもを預かること
  - (6) 冠婚葬祭や買い物など外出の際、子どもを預かること
  - (7) その他会員の子育てに関して必要な援助

# 丸亀市ファミリー・サポート・センターの手引き

- 2 子どもを預かる場合は、原則として提供会員の家庭において行うものとする。ただし、当事者間で合意がある場合はこの限りでない。
- 3 宿泊および病児・病後児の相互援助活動は行わないこととする。

## (相互援助活動の実施方法)

- 第12条** 依頼会員は、援助を必要とする場合には、アドバイザー（サブリーダーが置かれている場合にはサブリーダー）に対して援助依頼の申し込みをするものとする。
- 2 依頼会員から援助の申し込みを受けたアドバイザーまたはサブリーダーは、援助の内容、日時などを詳細に確認のうえ、申し込みの内容にふさわしいと認められる提供会員に連絡する。（援助依頼受付簿については、様式第2号）
  - 3 依頼会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。
  - 4 提供会員は、援助実施後、活動の記録を記入しなければならない。（様式第3号、様式第4号）
  - 5 提供会員は、前項の活動記録を1ヶ月に1回（月末で取りまとめて翌月5日までに）アドバイザー（サブリーダーが置かれている場合は、サブリーダーを経由して）に報告するものとする。

## (報酬)

- 第13条** 依頼会員は、提供会員に対し、援助終了後、別表第1に定められた基準に従って報酬を支払うものとする。
- 2 報酬の支払いは原則として1日ごととする。ただし、当事者間で合意がある場合は、この限りでない。

## (その他)

- 第14条** この会則に定めのない事項については、センターが別に定める。

### 附則

この会則は、平成22年7月1日から施行する。

### 附則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

### 附則

この会則は、平成26年12月1日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

### 附則

この会則は、令和3年5月1日から施行する。

### 附則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表第1（第12条関係）

活 動 日		報酬額（1時間あたり）
平日（月曜日から金曜日まで）	午前7時から午後7時まで	700円
	上記以外の時間	800円
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日まで		800円

## 備考

- 1 兄弟姉妹など複数の児童を同時に預ける場合は、2人目からは半額とする。
- 2 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。
- 3 1時間を超える場合、30分以下は1時間あたりの金額の半額とし、30分を超え1時間までは1時間とする。
- 4 依頼会員が相互援助活動の実施を取り消した場合は、次のとおり取消料を提供会員に支払う。  
(1) 前日までの取り消し・・・無料  
(2) 当日取り消し・・・予定されていた活動時間により算定された報酬額の半額  
(3) 無断取り消し・・・予定されていた活動時間により算定された報酬額の全額





# 丸亀市ファミリー・サポート・センターの個人情報保護に関する基本方針

丸亀市ファミリー・サポート・センター

当センターは、ファミリー・サポート・センター事業の遂行のため、会員登録などの機会を通して皆様から個人情報をご提供いただいております。

ご提供いただいた個人情報を保護することは、当センターの基本であるとともに、社会的責務であると考えています。

当センターは、個人情報保護法その他関係法令を遵守して、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

## (1) 個人情報の取得

当センターは、十分な安全管理措置を講じたうえで、丸亀市ファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動上必要な範囲で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

## (2) 個人情報の利用目的

当センターは、取得した個人情報を、丸亀市ファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動の遂行に必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。

上記の利用目的の変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、変更する場合には、その内容を各個人に対し、原則として書面等により通知します。

## (3) 個人データの安全管理措置

当センターは、個人データ漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために必要かつ適切な措置を講じ、万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適正な是正対策をします。

## (4) 個人データの第三者への提供

当センターは、個人情報を第三者に提供するに当たり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（事故の安否情報の確認）災害
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（児童虐待情報など）伝染病
- ④ 国及び地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（犯罪捜査の協力等）

## (5) お問い合わせ窓口

下記窓口にお問い合わせください。

ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

### お問い合わせ窓口

## 丸亀市ファミリー・サポート・センター

〒763-0034

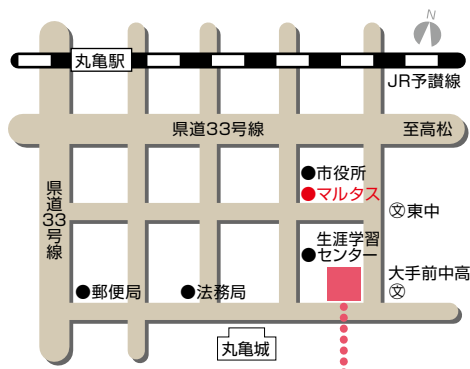
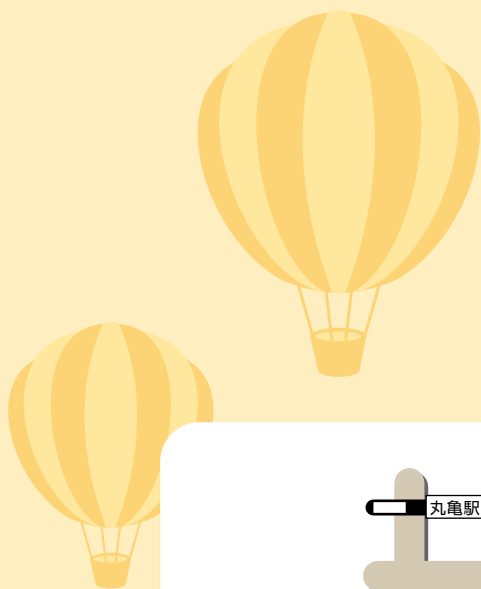
丸亀市大手町二丁目1番7号 丸亀市保健福祉センター内 丸亀市社会福祉協議会

TEL 0877-22-4976 FAX 0877-23-8110

■受付時間 8:30~17:00（土・日・祝日・年末年始 [12/29~1/3] は除く）

■U R L <http://www.marugame-shakyo.or.jp/>

■E-mail [famisapo@marugame-shakyo.or.jp](mailto:famisapo@marugame-shakyo.or.jp)



丸亀市ファミリー・サポート・センター  
(丸亀市保健福祉センター内)

● お問い合わせ・入会申し込み先 ●

## 丸亀市ファミリー・サポート・センター

〒763-0034 丸亀市大手町二丁目1番7号

丸亀市保健福祉センター内 丸亀市社会福祉協議会

TEL 0877-22-4976 FAX 0877-23-8110

■ 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始 [12/29~1/3] は除く)

■ U R L <http://www.marugame-shakyo.or.jp/>

■ E-mail [famisapo@marugame-shakyo.or.jp](mailto:famisapo@marugame-shakyo.or.jp)

